令和8年度施行

設　計　書　（公示用）

業務名　　篠路駅東口土地区画整理事業　宅盤整備ほか業務

令和8年8月　単価適用

札幌市都市局市街地整備部

位置図

S=1:10,000

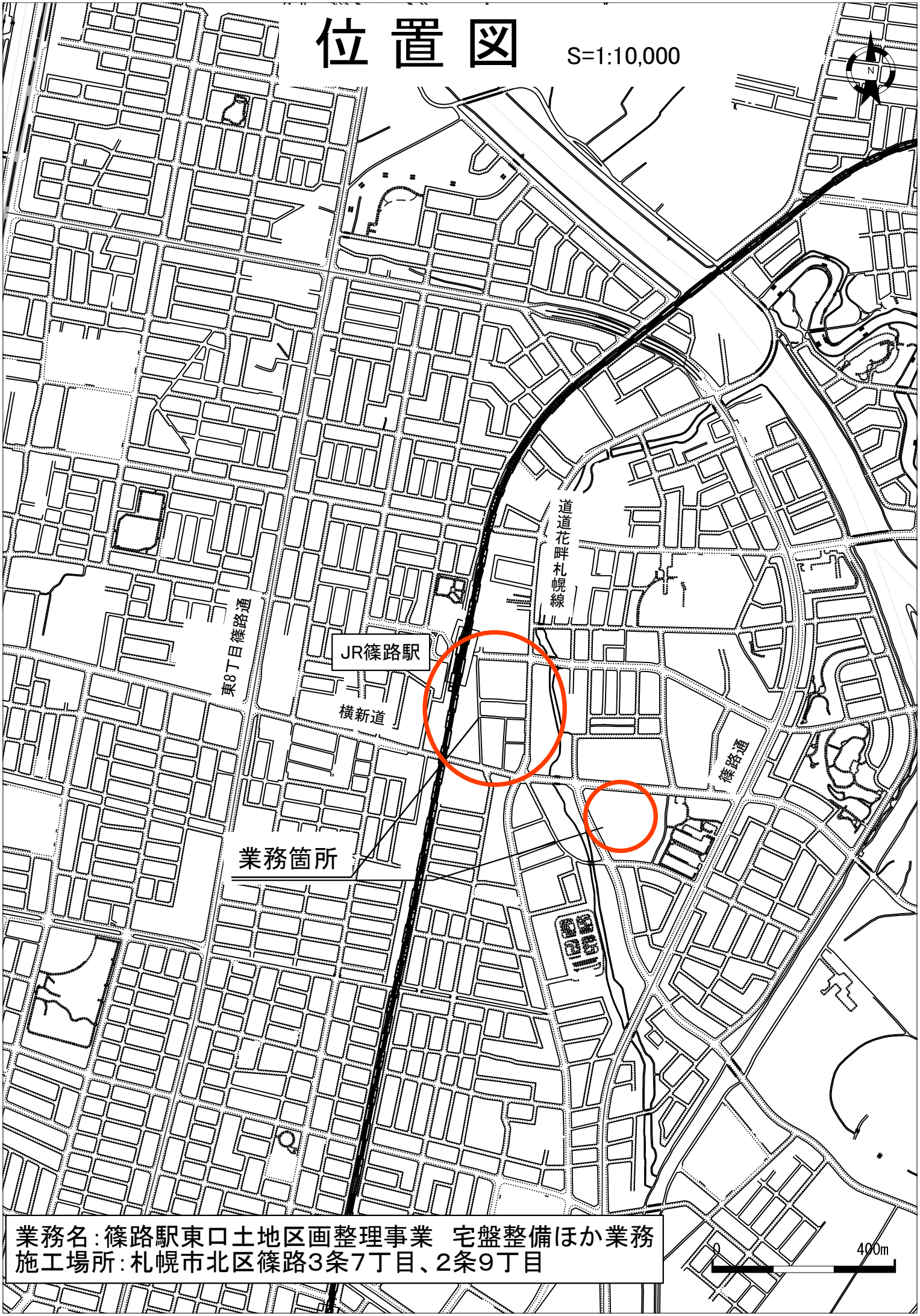

業務名：篠路駅東口土地区画整理事業　宅盤整備ほか業務
施工場所：札幌市北区篠路3条7丁目、2条9丁目

位置図

S=1:10,000

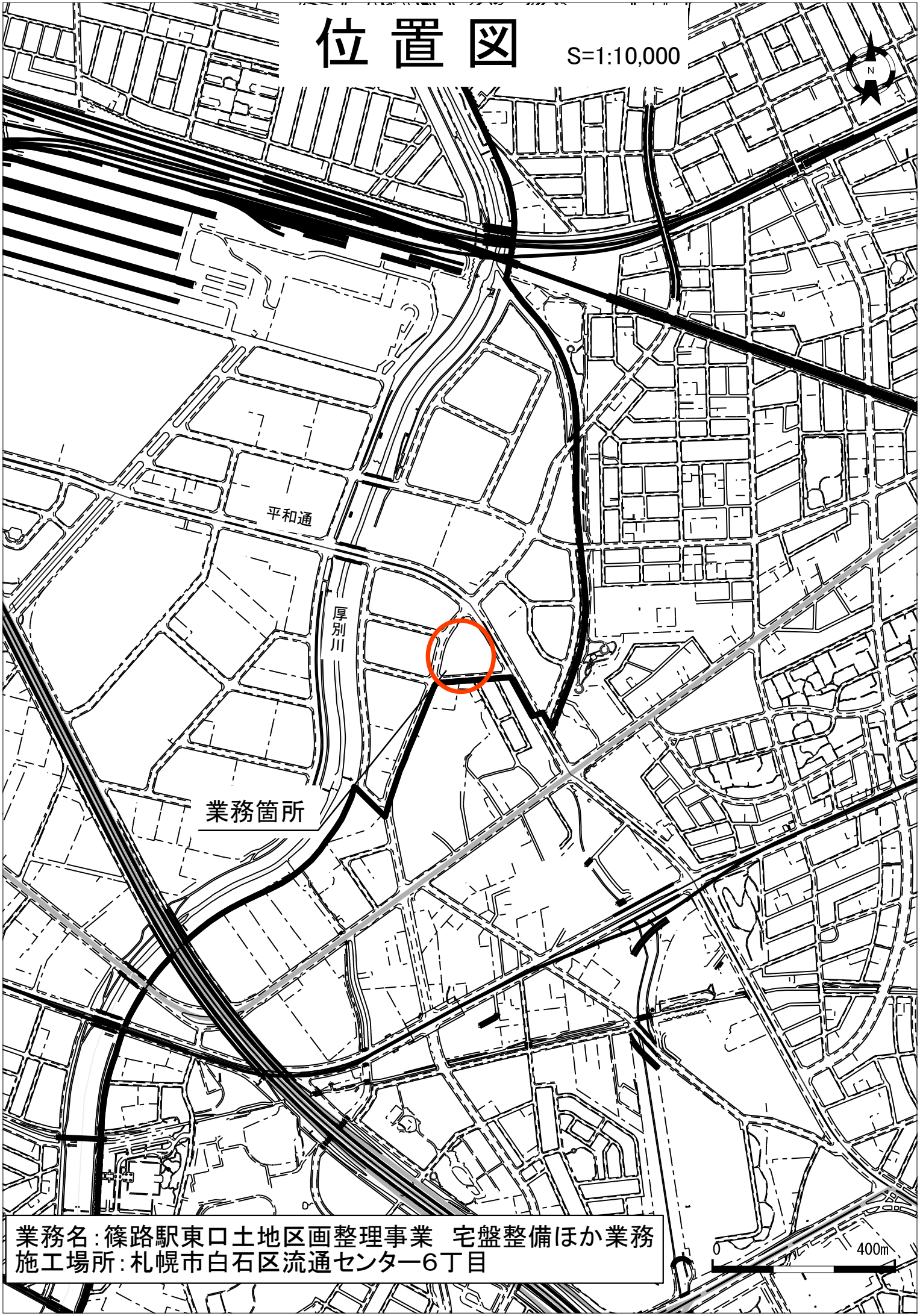

業務名：篠路駅東口土地区画整理事業　宅盤整備ほか業務
施工場所：札幌市白石区流通センター6丁目

業務名　篠路駅東口土地区画整理事業　宅盤整備ほか業務

一　金		業務委託費	円
	内訳	業　務　価　格	円
		消費税等相当額	円

業 務 説 明（金抜き）

1　業務概要

①単管撤去	一式	④アクセス通路整備	一式
②単管撤去	一式	⑤公共桝設置	一式
③宅盤整備	一式	⑥コンクリート壁撤去	一式

2　施行理由

本業務は、篠路駅東口土地区画整理事業地内における仮換地の使用収益開始に向けた整備等を行う。

3　場　所

北区篠路3条7丁目ほか

4　期　間

契約書に示す着手の日から令和8年12月14日までとする。

5　仕様書

札幌市下水道管渠工事仕様書、札幌市土木工事共通仕様書

6　特記仕様書

別添のとおり。

札　幌　市

特記仕様書（共通事項）

共01．業務の目的について

本業務は、篠路駅東口土地区画整理事業地内における仮換地の使用収益開始に向けた整備等を行う。

共02．業務計画書

１）受託者は、あらかじめ業務実施に必要な業務計画書を作成し、業務担当職員に提出しなければならない。

２）業務計画書の内容に変更が生じた場合は、その都度修正のうえ業務担当職員に提出して承諾を得なければならない。

共03．用地の使用等

１）受託者が、業務実施のために直接必要な公共用地を使用する場合は、あらかじめ所定の手続きをとるものとする。

２）受託者が、業務実施に必要な私有地を借用し、また買収したときは、その土地の使用により生じた苦情及び紛争は責任をもって解決しなければならない。

共04．諸法令の遵守について

１）受託者は、本業務に適用となる法令等を特定し、その一覧を業務計画書に明示すること。

２）適用となる法令等の届出等の実施に当たっては、事前に届出書等（写し）を業務計画書に明示し、業務担当職員に提出すること。

３）届出書等に対する許可書等（写し）は業務計画書に添付し、業務担当職員に報告すること。

４）受託者は、この契約による工事を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

共05．着手

業務着手届（主任技術者等指定通知書を添付）、工程表は着手の日に提出し、業務担当職員の承諾を得なければならない。

共06．完了

１）受託者は、業務が完了したときは速やかに完了届に業務日誌等を添えて業務担当職員に提出しなければならない。

２）受託者は、上記様式のほか業務担当職員より指示のある書類の提出を求められた場合にはこれに従うこと。

共07．施工時間帯、時期について

本業務では9:00～17:00の時間帯の施工を想定しているが、現場状況や関係機関との調整等によりこれによりがたい場合は、業務担当職員と協議すること。

本業務の各作業の施工時期は下記表のとおりとする。

項目	時期	備考
①単管撤去	①10月上旬	①電柱移設工事（別工事）完了後
②単管撤去	②10月上旬	②打合せは9月中に行うものとする
③宅盤整備	③10月中旬以降	③関係地権者との協議完了後
④アクセス通路整備	④9月～10月中	
⑤公共桝設置	⑤10月～11月予定	⑤関係地権者との協議完了後
⑥コンクリート壁撤去	⑥指定なし	

共08．支給材について

本業務の⑤公共桝設置に関しては、公共桝から下水本管までの材料を支給材とする。

支給品は札幌市下水道河川局事業推進部西部下水管理センター（札幌市西区八軒9条西7丁目1-30）で保管している。使用の際には保管場所から運搬すること。

特記仕様書（施工関係）

施01．関連工事等について

１）施工に当たり新たに支障となる物件が確認された場合は、業務担当職員に報告し、対応を協議すること。

２）本業務区域内における競合工事等の状況は下表のとおりである。

競合工事	管理者	管理者との協議	施工時期
電柱移設工事	NTTインフラネット㈱ 北海道電力㈱	協議済	8月末～9月末

３）受託者は、関連工事等の関係者と十分に連絡、調整を行うこと。なお、関連工事等の施工状況により本業務の工程に遅延等の支障が生じる場合は、対応等について別途協議する。

施02．交通誘導警備員について

本業務は、市街地（人口集中地区及びこれに準じる地区をいう。）及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線における業務であるため、交通誘導警備員の配置に当たっては、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格者を配置すること。なお、本業務の交通誘導警備員の作業時標準配置人員は下表のとおりとするが、現地の状況や関係機関等との協議により配置人員の増減が生じた場合は、業務担当職員と協議すること。

工種、時期等	交通誘導警備員A	交通誘導警備員B	交代要員の計上	配置時間帯
土工	1人/日	1人/日	-	施工中
路盤、舗装工	1人/日	1人/日	-	施工中

※交通誘導警備員A：交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格者

交通誘導警備員B：警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事する者。

施03．使用材料について

本業務で使用する材料は、他の設計図書で指定のある場合を除き下記によるものとする。なお、現場条件等によりこれによりがたい場合は、業務担当職員と協議すること。

【生コンクリート及びセメント】

生コンクリート及びセメントは、『札幌市グリーン購入ガイドライン』に基づく混合セメントの使用を標準とする。

【アスファルト混合物】

1）アスファルト混合物の標準アスファルト量、石粉量及び標準密度は下表のとおりとする。

道路種別	アスファルト混合物	標準密度（参考）	As量（%）	Fi量（%）
車道	細粒度アスコン13F	2.30	8.8	15.0
	細粒度ギャップアスコン13F	2.30	6.8	11.6
	密粒度アスコン13F	2.35	5.9	10.0
	密粒度ギャップアスコン13F	2.35	5.8	9.8
	粗粒度アスコン(20)	2.35	5.3	4.8
	アスファルト安定処理(30)	2.30	4.3	-
	アスファルトモルタル	2.05	9.0	12.0
	再生アスファルト混合物(13、30)(100%再生材))	2.30	6.0	-
	再生細粒度アスコン13F(再生材混入率50%)	2.30		
	再生密粒度アスコン13F(再生材混入率50%)	2.35		
	再生粗粒度アスコン(20)(再生材混入率50%)	2.35		
	再生アスファルト安定処理(30)(再生材混入率50%)	2.30		
	改質Ⅱ型細密粒度ギャップアスコン13F55	2.35	6～6.3	F/A=1.7程度
	改質Ⅱ型密粒度ギャップアスコン13F	2.35	5.8	9.8
	再生改質Ⅱ型細密粒度ギャップアスコン13F55 (再生材混入率30%)	2.35		
	再生改質Ⅰ型密粒度ギャップアスコン13F (再生材混入率30%)	2.35		
歩道	細粒度アスコン(13)	2.15	7.0	7.8
	アスファルト安定処理(30)	2.15	4.3	-
	アスファルトモルタル	2.05	9.0	12.0
	再生アスファルト混合物(13、30)(100%再生材)	2.15	6.0	-
	再生細粒度アスコン(13)(再生材混入率50%)	2.15		

※上表の空欄箇所については、仕様書、舗装再生便覧（平成22年11月㈳日本道路協会発行）等に示す標準配合の範囲内で、各プラントが標準的に出荷するアスファルト混合物の配合とする。

特記仕様書（建設副産物等）

副01．建設副産物（建設発生土、建設廃棄物）の処理方法等について

本業務で発生する建設副産物の処理方法、処理場所等の条件は下記のとおりとする。受託者は、事前に各受入施設等に受入条件を確認の上、搬入量や搬入時期等の詳細を協議すること。なお、施工状況等により受入条件を満たすことが困難な場合などは、業務担当職員と協議すること。

【建設発生土】

建設発生土は下記の施設に搬入すること。

受入施設名 及び所在地	（仮称）北部事業予定地	東区中沼町136ほか
受入条件等	・捨土均し不要。 ・礫質土、砂質土、火山灰、粘性土以外不可 ・泥炭、浚渫土などの水分を多く含んだ土、玉石混じり土不可 ・搬入時期については、事前の協議のこと。	

【アスファルト塊】

アスファルト塊は下記の再生処理施設のいずれかに搬入すること。

再生処理施設名 及び所在地	東亜道路工業㈱	東区東雁来5条1丁目78-1、90-3
	世紀東急工業㈱	西区発寒10条14丁目1068-3 西区発寒16条12丁目1020
	道路工業㈱	豊平区西岡521-6
	札幌中央アスコン （大成ロテック㈱）	西区福井495-2
	札幌環境資材センター （新日建設㈱）	手稲区曙5条5丁目110-18
	札幌リサイクル骨材㈱	東区中沼町45-26
受入条件等	・札幌リサイクル骨材㈱は事前打ち合わせによる。カラー舗装の受入れ可。	

【舗装切断汚泥】

１）舗装切断時に発生する濁水は、産業廃棄物の汚泥として適切に処理すること。

２）濁水は下記の中間処理施設に搬入すること。

中間処理施設名 及び所在地	㈱公清企業（エコパーク）	東区中沼町45-23
受入条件等	・有機性、無機性	

【コンクリート塊】

コンクリート塊は下記の再生処理施設のいずれかに搬入すること。

再生処理施設名 及び所在地	札幌リサイクル骨材㈱	東区中沼町45-26
	小橋北豊㈱	南区石山230番地
	札幌環境資材センター （新日建設㈱）	手稲区曙5条5丁目110-18
	㈱松原産業	白石区川下2111-3
	野田工業㈱	中央区盤渓264番地
	世紀東急工業㈱	西区発寒16条12丁目1020-197、198
受入条件等	・世紀東急工業㈱はストック容量92t以下のため、搬入の際は事前確認すること。	

【ロードヒーティング入りのアスファルト塊、コンクリート塊】

ロードヒーティング入りのアスファルト塊、コンクリート塊は下記の再生処理施設のいずれかに搬入すること。

再生処理施設名及び所在地	札幌リサイクル骨材㈱	東区中沼町45-26
	小橋北豊㈱	南区石山230番地
	札幌環境資材センター（新日建設㈱）	手稲区曙5条5丁目110-18
	㈱松原産業	白石区川下2111-3
受入条件等	・小橋北豊㈱はRH入りコンクリート塊のみ受入れ可。	

【金属くず（混合廃棄物）】

金属くず（混合廃棄物）は下記の再生処理施設のいずれかに搬入すること。

再生処理施設名及び所在地	㈱鈴木商会（金属くず）	西区発寒15条13丁目1020-182
	エコライン㈱（混合廃棄物）	東区東雁来262-132ほか
	㈱公清企業（混合廃棄物）	東区中沼町45-23
	札幌第一清掃㈱（混合廃棄物）	西区発寒13条12丁目1-1
	丸喜運輸㈱（混合廃棄物）	北区篠路町拓北6-785
	㈲丸正北海総業（混合廃棄物）	白石区東米里2506-2
	北清企業㈱（混合廃棄物）	北区篠路町拓北6番地591
受入条件等	・金属くずの場合は、付着物は除去しておくこと	

【伐採木】

伐採木は、下記の再生処理施設へ搬入すること。

再生処理施設名及び所在地	城東運輸㈱	北区篠路町拓北6-692ほか
受入条件等		

【廃プラスチック類】

廃プラスチック類は下記の中間処理施設のいずれかに搬入すること。

中間処理施設名及び所在地	札幌第一清掃㈱	西区発寒10条12丁目1-1
	㈱公清企業	東区中沼町45-23
	㈱マテック	西区発寒12条13丁目2-52
	北清企業㈱	北区篠路町拓北6
受入条件等	・硬質プラスチック、軟質プラスチック、塩ビ。	

【単管】

撤去単管は下記の施設に搬入すること。

受入施設名及び所在地	山本資材置き場	厚別区厚別町山本1063-785
受入条件等		

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項
（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等用）

（個人情報の保護に関する法令等の遵守）

第１条　受注者（受託者）は、本工事（業務）を施工（履行）するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

（管理体制の整備）

第２条　受注者（受託者）は、個人情報（個人情報保護法第２条第１項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（管理責任者及び従業者）

第３条　受注者（受託者）は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）により発注者（委託者）に報告しなければならない。

２　受注者（受託者）は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。

３　受注者（受託者）は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に申請し、その承認を得なければならない。

４　受注者（受託者）は、従業者を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に報告しなければならない。

５　保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。

６　従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（取扱区域の特定）

第４条　受注者（受託者）は、個人情報を実際に取り扱って事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を定め、書面により発注者（委託者）に報告しなければならない。

２　受注者（受託者）は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に申請し、その承認を得なければならない。

３　受注者（受託者）は、発注者（委託者）が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

（守秘義務）

第５条　受注者（受託者）は、本工事（業務）の施工（履行）に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

２　受注者（受託者）は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（下請契約（再委託））
第６条　受注者（受託者）が、本工事（業務）のうち、個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）をする場合には、あらかじめ発注者（委託者）に書面により申請し、発注者（委託者）から承諾を得なければならない。
２　受注者（受託者）は、前項の申請をする場合には、発注者（委託者）に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
(1) 下請契約（再委託）先の名称
(2) 下請契約（再委託）する理由
(3) 下請契約（再委託）して処理する内容
(4) 下請契約（再委託）先において取り扱う情報
(5) 下請契約（再委託）先における安全性及び信頼性を確保する対策
(6) 下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の方法
３　発注者（委託者）が第１項の規定による申請に承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者（委託者）に対して下請契約（再委託）先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
４　発注者（委託者）が第１項及び第２項の規定により、受注者（受託者）に対して個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）を承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先との契約において、下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
５　前項に規定する場合において、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先の履行状況を管理・監督するとともに、発注者（委託者）の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）
第７条　受注者（受託者）は、本工事（業務）を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
２　受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）
第８条　受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。
(1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。
(2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
(3) 従業者の監督を行うこと。
(4) 取扱区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
(5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）
第９条　受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報について、本工事（業務）以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

（受渡し）

第１０条　受注者（受託者）は、発注者（委託者）と受注者（受託者）との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、発注者（委託者）が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

（個人情報の返還、消去又は廃棄）

第１１条　受注者（受託者）は、本工事（業務）の終了時に、本工事（業務）において利用する個人情報について、発注者（委託者）の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

２　受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者（委託者）に申請し、その承諾を得なければならない。

３　受注者（受託者）は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者（委託者）から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

４　受注者（受託者）は、前３項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

５　受注者（受託者）は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、発注者（委託者）に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）

第１２条　受注者（受託者）は、発注者（委託者）から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

２　受注者（受託者）は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（監査及び調査）

第１３条　発注者（委託者）は、本工事（業務）に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者（受託者）及び下請負人（再委託者）に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

２　発注者（委託者）は、前項の目的を達するため、受注者（受託者）に対して必要な情報を求め、又は本工事（業務）の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

第１４条　受注者（受託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者（委託者）に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者（委託者）の指示に従わなければならない。

２　受注者（受託者）は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者（委託者）その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

３　発注者（委託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第１５条　発注者（委託者）は、受注者（受託者）が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する工事（業務）の全部又は一部を解除することができる。

２　受注者（受託者）は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者（委託者）に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第１６条　受注者（受託者）の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって発注者（委託者）に対する損害を発生させた場合は、受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、その損害を賠償しなければならない。

篠路駅東口土地区画整理事業　宅盤整備ほか業務

①単管撤去64m

③宅盤整備
・単管撤去32m・設置50m
・アスファルト舗装撤去15m2
・コンクリート舗装撤去18m3

④アクセス通路整備
・２型溜桝設置１箇所
・U字トラフ設置10m
・アスカーブ設置10m

⑤公共桝設置
・桝一式

縮尺　1：1,000

0　50　100m

道路区域及び幅員・延長以外の記載事項は参考です。法的根拠を有するものではありません。

篠路地区住宅団地内所管地

札幌市

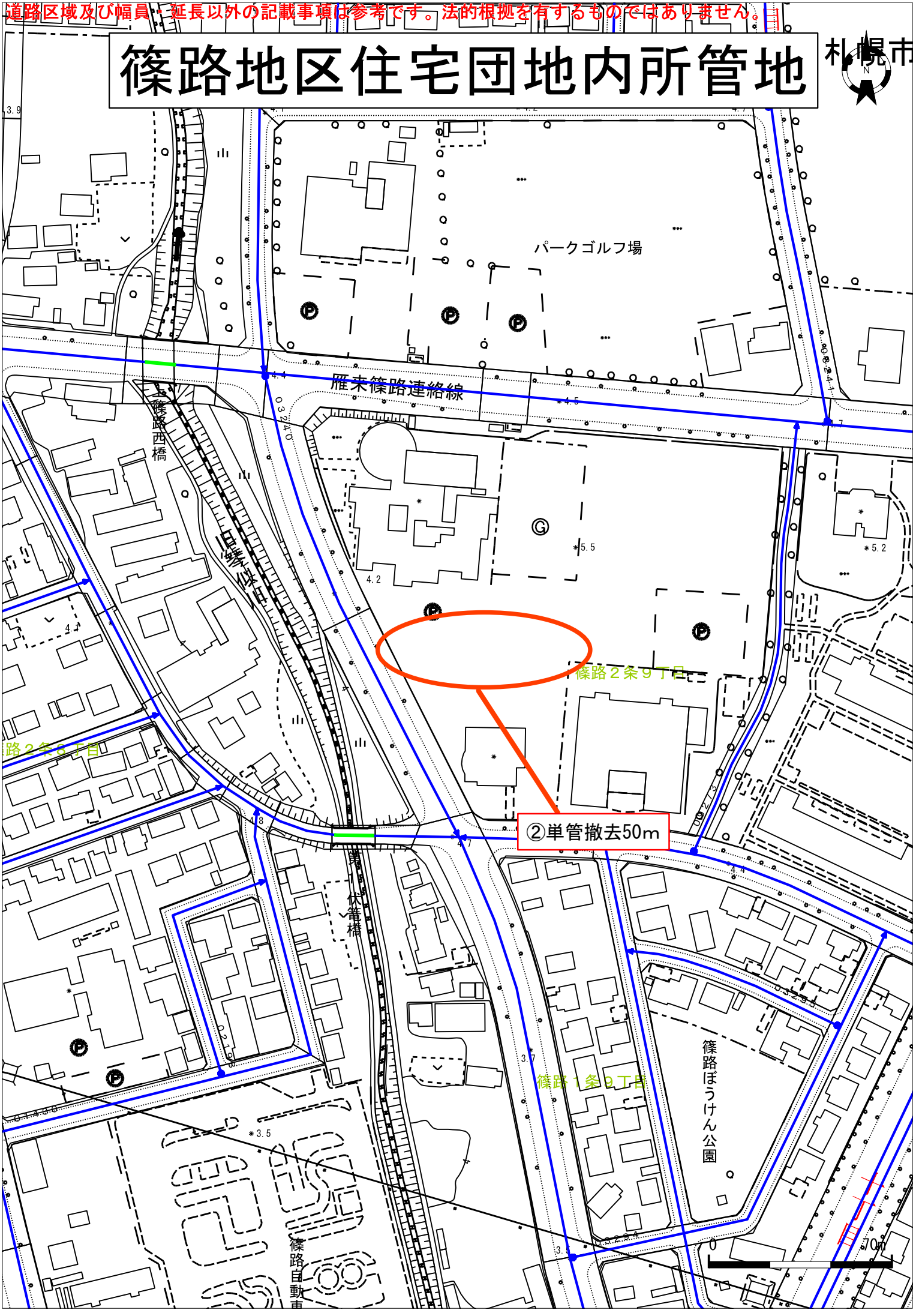

道路区域及び幅員・延長以外の記載事項は参考です。法的根拠を有するものではありません。

大谷地駐車場

